

平成28年度活動方針について

○ 活動方針

大分県の次代を担う青少年が良好な環境の中で、社会的に自立し、他者に思いやりを持つ個人として、心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いであり、青少年の健全な育成は、大人一人ひとりに課せられた重大な責務である。

本県の刑法犯認知件数が、昨年は4,843件となり、12年連続で減少し、ピーク時の約28%まで減少しており、検挙・補導された少年は、昨年は290人で、平成26年度に対して70名の減となるなど減少傾向が継続している。

しかし、インターネットの普及など情報化社会が進展する一方で、過激な性や暴力に関する情報は氾濫し、児童買春やネットいじめなど青少年がトラブルや犯罪に巻き込まれ、人間関係にも悪影響を及ぼす事態に陥っている。さらに、児童虐待、いじめや暴力行為なども依然として憂慮すべき状況にあるほか、ニートやひきこもりなど若者の社会的自立の遅れや子どもの貧困に関する問題も顕在化し、青少年問題はますます多様化、複雑化、深刻化の度合いを深めつつある。

青少年をめぐる諸問題の解決にあたっては、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機運を醸成し、県民一人ひとりがそれぞれの立場でその役割を果たしていくことが大事であり、平成28年3月に策定された「大分県青少年健全育成基本計画（大分県子ども・若者プラン2015）」では、「豊かな心でよりよく生きるおおいたの青少年」の育成を目指し、県はもとより、家庭、地域、学校、さらには青少年自身がそれぞれの役割を果たしながら連携を強化し、県民総参加で大分の青少年の健全育成施策を総合的かつ効果的に推進することとしている。

また、青少年の豊かな人間関係、自立心や社会性を育むためには、子どもたちが主体的に関わる社会体験活動、ボランティア活動など早くから社会参加を促し、規範意識や倫理観を学べる体験活動が大変重要であることから、体験活動の場を提供することにより、次代を担うリーダー養成に一層力を入れていく。

併せて、昭和41年創立の県民会議において、今年度創立50年の節目を迎えるに当たり記念大会を開催し、これまでの活動を踏まえて、青少年を取り巻く新たな環境の変化を見通し、かつ今後の本県の青少年育成活動の機運の醸成を促し、新たな運動の展開を図る機会とする。

今年度は以上のような状況を踏まえ、青少年が地域や社会の一員として主体的に未来を切り拓いていく資質を身につけ、自立を達成できるよう、会員団体相互の連携と積極的な運動参画体制を構築し、以下の3つの重点項目を中心に青少年健全育成県民運動の一層の推進を図っていく。

重点項目

(1) 非行・被害防止と有害環境対策の推進

青少年の非行を未然に防止するため、広報・啓発活動を行うとともに、近年、子ども達にも普及している携帯・ネット利用に関する家庭でのルールづくりなど、携帯電話やインターネットの適正利用に関する啓発活動等に重点的に取り組む。

また、通信事業者等と地域の育成関係者が協働して青少年を健全に育てる地域社会づくりをめざし、関係機関との連携を強化する。

(2) 体験活動の推進

青少年が、地域や社会の一員として、未来を主体的に切り拓く資質と能力を持った人間として伸びていくよう、これからの時代に応じた体験活動を推進する。

特に、中学生・高校生に対するリーダー養成研修について、重点的に取り組む。

(3) 普及啓発と県民運動の推進

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進や「家庭の日」の推進運動を通じて、大人社会のあり方を見つめ直すとともに、家庭や地域がそれぞれの果たすべき役割を認識し連携することで、地域ぐるみの青少年の健全育成を推進する。

また、会員団体の積極的な参画により、青少年育成県民会議の諸活動が一層充実・発展し、県民総ぐるみの青少年育成運動を牽引できるよう、各部門会議の活性化や関係機関等との連携を推進する。